

現 行	改 正 案
<p>第 1 条 }                      第 8 条 } 省略                      (景観まちづくり地区の指定)</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 景観まちづくり地区における法第 8 条第 2 項第 2 号に規定する良好な景観の形成に関する方針、同項第 3 号に規定する行為の制限に関する事項等は、景観まちづくり地区ごとに区長が定める。</p> <p>第 10 条 }                      第 12 条 } 省略                      (景観計画区域内における指導)</p> <p>第 13 条 区長は、法第 8 条第 2 項第 3 号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合しない行為をしようとする者またはした者に対し、当該行為の制限に関する事項に適合させるため、設計の変更等必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p> <p>第 14 条 }                      第 31 条 } 省略</p> <p>付 則 省略</p>	<p>第 1 条 }                      第 8 条 } 同左                      (景観まちづくり地区の指定)</p> <p>第 9 条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 景観まちづくり地区における法第 8 条第 3 項に規定する良好な景観の形成に関する方針、同条第 2 項第 2 号に規定する行為の制限に関する事項等は、景観まちづくり地区ごとに区長が定める。</p> <p>第 10 条 }                      第 12 条 } 同左                      (景観計画区域内における指導)</p> <p>第 13 条 区長は、法第 8 条第 2 項第 2 号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合しない行為をしようとする者またはした者に対し、当該行為の制限に関する事項に適合させるため、設計の変更等必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p> <p>第 14 条 }                      第 31 条 } 同左</p> <p>付 則 同左</p> <p>付 則  <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>